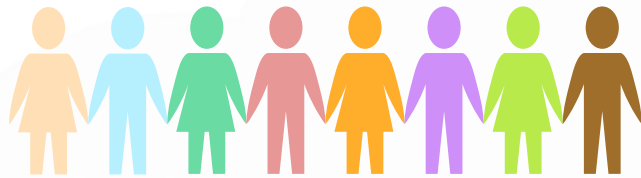


NPO・市民活動よろず講座



誰もが参加・活動しやすい
環境・かかわり方を整える

～地域での合理的配慮について考えよう～

1.26日 14時～16時

会場

定員：15名

まつど市民活動サポートセンター



2024年4月1日から「合理的配慮」の提供が
NPOにおいても義務化されました

「合理的配慮」とは、障害のある人が社会生活において平等に参加できるよう、障害の特性や困りごとに合わせた配慮を行うことを指します。

2021年に「障害者差別解消法」が改正されたことにより、合理的配慮の提供が民間事業者においても義務化されました（2024年4月1日施行）。

「合理的配慮」の実施において重要とされていることが「当事者とともに対話を重ね、解決策を対話で考えていくこと」。

障がいだけにとどまらず、地域の多様な人々が参加する市民活動の場において、どのような関わり方を活動の中に作っていくべきなのか、一緒に考えてみませんか。

NPO・市民活動 **よろず** 講座
2024

お申し込み
はこちら



TEL : 047-365-5522
FAX : 047-365-5636
Email : hai_saposen@matsudo-sc.com
お電話/FAX/E-mailでも受け付けています



まつど市民活動
サポートセンター

指定管理者：特定非営利活動法人まつどNPO協議会
〒271-0094 松戸市上矢切299-1 総合福祉会館1F

URL: <http://www.matsudo-sc.com>